

## 1. (預金の支払時期)

自由金利型定期預金（以下「この預金」といいます。）は、証書表面又は、通帳記載の満期日以後に利息とともに支払います。

## 2. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および証書表面又は、通帳記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日とした場合の利息の支払いは次によります。

① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日又は前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数について、証書表面又は、通帳記載の中間利払利率による中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部としてあらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

A. 現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書又は通帳とともに当店に提出してください。

B. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

② 中間払利息を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日又は書替継続日の前日までの日数について解約日又は書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金を定期預金等共通規定第3条第1項により満期日前に解約する場合および定期預金等共通規定第3条第4項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）について次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額と計算した利息額との差額を清算します。

① 6か月未満 解約日の普通預金利率

② 6か月以上 約定利率に、期間別に対応する掛目を乗じた利率とし、その掛目一覧表を当金庫所定の方法で備えおきます。

(注) いずれの場合も小数点第4位以下は切り捨てとなります。

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

この他、「定期預金等共通規定」をご参照ください。

以上